

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第6号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定による勤務に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第7条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第15条の見出しを「(臨時的任用職員等の勤務時間等)」に改め、同条中「臨時的任用職員」を「第2条から前条までの規定にかかわらず、臨時的任用職員及び会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第15条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。